

患者様各位

選定療養費制度について（ご案内）

- 同じ病状による入院が通算で１８０日を超えた場合、患者様の状態によって、入院基本料の１５％が健康保険から病院に支払われなくなります。
- このため１８０日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の１５％が、特定療養費として患者様のご負担となりますのでご了承願います。

当院では、入院期間が１８０日を超えた日より、以下の金額が患者様のご負担になります。

一般病棟入院基本料（１０対１入院基本料・・・１日につき２，３２１円（税込）

- ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので上記特定療養費は徴収いたしません。
 - ◎ 厚生労働省が定める難病にかかられている方
 - ◎ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクＢ以上）
 - ◎ 脊髄損傷等の重度障害者
 - ◎ 人工呼吸器を使用されている方
 - ◎ 人工透析を週２回以上実施されている方（日常生活自立度ランクＢ以上）

※この他にも選定療養から除外される場合があります。

くわしくは総合受付までお尋ねください。

以上

令和７年４月１日

笠岡市立市民病院